富里市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成 29 年4月 (令和 5 年 3 月改訂)



		Page
序章	計画策定及び改訂の背景	1
1	計画策定時(平成 29 年度)	1
2	計画改訂時(令和4年度)	2
第1章	章 計画の基本的事項	4
1	計画の目的	4
2	計画の位置付け	5
3	計画期間	5
4	対象範囲	6
5	対象ガス	6
第2章	章 温室効果ガスの排出状況	7
1	基準年度	7
2	温室効果ガス排出状況(ガス種別)	7
3	温室効果ガス排出状況(エネルギー種別)	8
4	温室効果ガス排出状況(部署別)	9
第3章	章 温室効果ガス排出量の削減目標	10
1	温室効果ガス排出量の削減目標	10
2	目標達成のための基本方針	11
第4章	章 目標の達成に向けた取組	13
1	職員等の取組	13
2	施設や設備管理者等の取組	14
3	事務局の取組	16
第5章	章 計画の進行管理・推進体制	17
1	進行管理	17
2	推進体制	18
巻末		19

序章 計画策定及び改訂の背景

1 計画策定時(平成29年度)

「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)は、2014(平成 26)年に第5次評価報告書を発表し、「20世紀後半において観測された地球温暖化は、人為起源の温室効果ガスの排出が原因であった可能性が極めて高い」と報告しています。地球温暖化問題は、我が国の問題のみならず、世界規模で取り組むべき課題となっています。

このような中、2015 年にフランス・パリで、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)が開かれ、温室効果ガス削減のための新たな国際的な枠組である「パリ協定」 が採択されました。

これを受けて、我が国は「地球温暖化対策計画」を平成28年に策定し、「2030 年度までに2013年度比26%の温室効果ガスの削減」という目標を掲げました。

また、その中で、地方公共団体の事務事業が所属する「業務その他部門」は、これまでの 温室効果ガスの増加傾向が大きいことを踏まえ、2030 年度までに 2013 年度比 40%の エネルギー起源 CO2 の削減』という厳しい削減目標を掲げています。

富里市(以下「本市」という。)では、平成 19年4月に「富里市地球温暖化防止実行計画」を策定し、平成 19年度から平成 23年度までの5年間を計画期間として、各種の取組を推進することにより、本市の事務事業からの温室効果ガスの排出抑制に努めてきました。また、平成 24年4月に「富里市環境基本計画」を策定し、平成 24年度から令和3年度までの10年間を計画期間として、各種の地球温暖化防止対策に取り組んできました。

今回、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化や、本市における施設の整備・稼働状況などを考慮して「富里市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「本計画」という。)を策定し、本市の事務事業により排出される温室効果ガスの削減にこれまで以上に取り組んでいきます。

2 計画改訂時(令和4年度)

本計画策定から改訂までの間、地球温暖化をめぐる社会情勢は目まぐるしく変化してきました。

前出の「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を工業化以前の水準から2℃未満にし、さらに1.5℃以内に抑える努力をすることを世界共通の目標として掲げていましたが、2018年のIPCC1.5℃特別報告書では、1.5℃と2℃上昇の間には生じる影響に有意な違いがあるとしています。また、1.5℃を超えないようにするためには、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量が正味ゼロとなっている必要があるとしており、1.5℃に抑えるための努力を追求することが世界的に急務となっています。

こうした社会情勢の変化において、我が国でも、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらし大きな成長につなげるという考えのもと、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言しました。

さらに、令和3年度には「地球温暖化対策計画」が新たに閣議決定され、「2030 年度に 温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け て挑戦を続けていく」という従来の削減目標を大幅に引き上げる野心的な目標を掲げ、徹底 した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、 あらゆる分野で、できる限りの取組を進めることとしています。

本市においても、こうした社会情勢の変化への対応や令和4年3月に新たに策定した「富里市環境基本計画」に掲げる望ましい環境像である「豊かな自然に抱かれた 安心して暮らせるまち 富里」を実現するため、本計画を改訂し、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に向けて取組を進めていきます。

参考1 我が国の温室効果ガスの削減目標について

我が国は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。また、令和3年10月には削減目標等を改定し、新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

新たな「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス削減目標は、2030(令和 12)年度に2013(平成 25)年度比で46%削減となっています。

部門別にみると、地方公共団体の事務事業を含む「業務その他部門」の削減目標は、2030(令和12)年度に2013(平成25)年度比で、「エネルギー起源CO2を51%削減」となっています。この他、産業部門や家庭部門で削減目標が大きく引き上げられるなど、全体で46%の削減を目指すこととしています。

図表1 新たな「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス削減目標(国の目標)

温室効果ガス排出量 ・吸収量		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標		
	**火火星 (単位:億t-CO2)		14.08	7.60	▲ 46%	▲ 26%		
エネルギー起源CO ₂		起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%		
		産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%		
	並収	業務その他	2.38	1.16	▲ 51%	▲ 40%		
	部門別。	門別	門別	家庭	2.08	0.70	▲ 66%	▲ 39%
				נינו	נינו	運輸	2.24	1.46
		エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%		
非エネ	非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%		
HFC	HFC等 4 ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲ 44%	▲25%		
吸収	吸収源		- ▲0.48 -		(▲0.37億t-CO ₂)			
二国	二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・ 吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のため に適切にカウントする。		-			

出典)地球温暖化対策計画 概要(環境省ホームページ)

第1章 計画の基本的事項

1 計画の目的

我が国では、地球規模で直面している課題である地球温暖化問題への対応の一環として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、地方自治体が実施する事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた、本計画の策定を義務づけています。

これを受けて、本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止に寄与することを目的として、本計画を策定しました。

本計画の策定にあたっては、国内外の地球温暖化に係る状況の変化や、近年における本市 の施設の整備・稼働状況などを考慮しました。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」での実行計画策定に係る内容

(地方公共団体実行計画等)

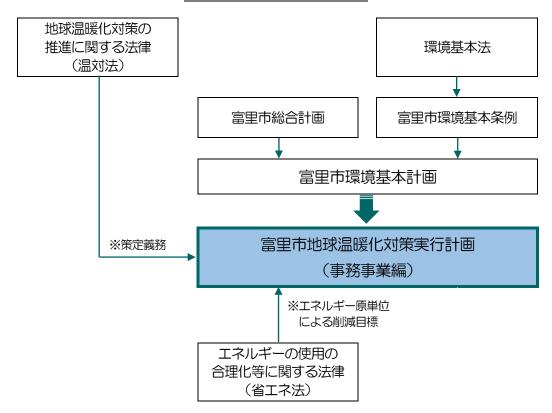
- 第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該 都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保 全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するも のとする。
- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
- 3~7 (省略)
- 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 9 (省略)
- 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく 措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。
- 11~12 (省略)

2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「富里市総合計画」、「富里市環境基本計画」や、関連計画との連携・整合性などに配慮しながら、計画的に推進していくものとします。

「富里市環境基本計画」(令和4年3月)は、市民、事業者、市が環境の保全と創造に向けて役割を分担し、相互に連携・協力していくことにより、計画に定めた望ましい環境像を実現し、持続的発展が可能な社会の構築を目指すものとしています。

地球温暖化の防止のためには、市内でも最大規模の事業者であり、消費者でもある行政が率先して温室効果ガスの削減に取り組む意義と効果は大きく、また、責務があると考えます。



図表 2 本計画の位置付け

3 計画期間

❖平成29年度(2017年度)から令和12年度(2030年度)までの14年間

4 対象範囲

❖対象事業:本市が実施する全ての事務事業

❖対象施設:本市が所有する全ての施設 [巻末資料参照]

5 対象ガス

❖対象ガス:「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める7種類の温室効果ガス。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、7種類の温室効果ガス(下表の①~⑦)が定められており、本計画ではこれらを対象とします。

このうち、本市の事務事業に伴い排出されるものは、①二酸化炭素(CO2)、②メタン(CH4)、③一酸化二窒素(N2O)、④ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類です。なお、本市では、可燃ごみの焼却やし尿処理に伴う温室効果ガスの排出は無いため、本市の事務事業に伴う温室効果ガスは、ほぼ全量がエネルギー起源の二酸化炭素(CO2)となっています。

- ・可燃ごみの処理→成田市との共同事業として成田富里いずみ清掃工場で溶融処理を実施
- 汲み取りし尿や浄化槽汚泥の処理→印旛衛生施設管理組合の汚泥再生処理センターで実施

図表3 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める7種類の温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源
①二酸化炭素(CO2)	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料(都市ガス、灯油、重油など)の使用、公用車での燃料(ガソリンなど)の使用により排出されるもの。 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの。
②メタン (CH4)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の 処理等により排出されるもの。
③一酸化二窒素(N2O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の 処理等により排出されるもの。
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンなどの冷媒に使用され、カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑤パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑥六ふっ化硫黄(SF6)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑦三ふっ化窒素(NF3)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられているもの。

※①~④が本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 基準年度

基準年度

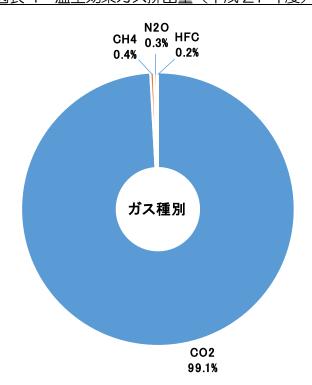
平成 27 (2015) 年度を基準年度とします。

2 温室効果ガス排出状況(ガス種別)

基準年度である平成 27 年度(基準年度)の温室効果ガス排出量は3,943.9 t-CO2です。

排出量をガス種別にみると、二酸化炭素(CO2)が99.1%、メタン(CH4)が0.4%、一酸化二窒素(N2O)が0.3%、ハイドロフルオロカーボン(HFC)が0.2%となっています。なお、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF6)、三ふっ化窒素(NF3)は、本市の事務事業からは排出されません。

図表 4 温室効果ガス排出量(平成 27 年度)



図表 5 温室効果ガス排出量(平成27年度):ガス種別

項目	排出量	構成比
合計	3,943.9 t-CO ₂	100.0%
二酸化炭素(CO2)	3,909.0 t-CO2	99.1%
メタン (CH4)	16.6 t-CO2	0.4%
一酸化二窒素(N2O)	12.2 t-CO ₂	0.3%
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	6.1 t-CO ₂	0.2%
パーフルオロカーボン(PFC)	-	_
六ふっ化硫黄(SF6)	_	-
三ふっ化窒素(NF3)	_	-

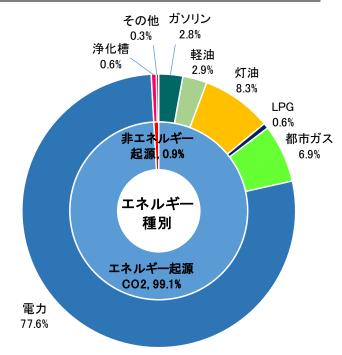
3 温室効果ガス排出状況(エネルギー種別)

基準年度である平成 27 年度の温室 効果ガス排出量をエネルギー種別にみると、エネルギー起源 CO2 が 99.1%、非エネルギー起源が 0.9%となっています。

エネルギー起源 CO2 のほとんどは 電力、非エネルギー起源のほとんどは 浄化槽からのものです。

エネルギー起源 CO2 の内訳をみると、電力使用に伴う CO2 排出量が温室効果ガス排出量全体の 77.6%を占めています。これに次いで灯油が8.3%、都市ガスが6.9%などとなっています。

図表 6 温室効果ガス排出量(平成 27 年度)



注. 非エネルギー起源の「その他」の内訳は、自動車の 走行、カーエアコンの使用、消火器の使用です。

図表7 温室効果ガス排出量(平成27年度):エネルギー種別

		項目	排出量	構成比
合	숨計		3,943.9 t-CO ₂	100.0%
	II.	ネルギー起源CO2	3,909.0 t-CO2	99.1%
		ガソリン	111.7 t-CO ₂	2.8%
		軽油	113.0 t-CO ₂	2.9%
		灯油	328.3 t-CO ₂	8.3%
		LPG	24.7 t-CO ₂	0.6%
		都市ガス	270.5 t-CO ₂	6.9%
		電力	3,060.9 t-CO2	77.6%
	非.	エネルギー起源	34.9 t-CO ₂	0.9%
		浄化槽	23.9 t-CO ₂	0.6%
		自動車の走行	4.8 t-CO ₂	0.1%
		カーエアコンの使用	1.9 t-CO ₂	0.0%
		消火器の使用	4.3 t-CO ₂	0.1%

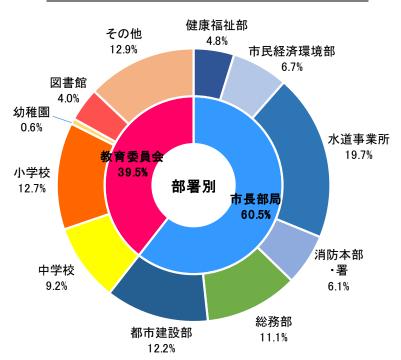
4 温室効果ガス排出状況(部署別)

基準年度である平成 27 年度の温室 効果ガス排出量を部署別にみると、市 長部局が 60.5%、教育委員会が 39.5%となっています。

市長部局の内訳をみると、水道事業所が温室効果ガス排出量全体の19.7%を占めています。これに次いで都市建設部が12.2%、総務部が11.1%などとなっています。

教育委員会の内訳をみると、小学校が温室効果ガス排出量全体の 12.7% を占めています。これに次いで中学校が 9.2%、図書館が 4.0%などとなっています。

図表8 温室効果ガス排出量(平成27年度)



図表 9 温室効果ガス排出量(平成 27 年度): 部署別

			## -
	項 目	排出量	構成比
合計		3,943.9 t-CO ₂	100.0%
市	長部局	2,387.7 t-CO ₂	60.5%
	健康福祉部	189.4 t-CO ₂	4.8%
	市民経済環境部	262.9 t-CO ₂	6.7%
	水道事業所	777.8 t-CO ₂	19.7%
	消防本部•署	240.0 t-CO2	6.1%
	総務部	435.8 t-CO ₂	11.1%
	都市建設部	481.8 t-CO ₂	12.2%
教育委員会		1,556.2 t-CO ₂	39.5%
	中学校	363.6 t-CO2	9.2%
	小学校	499.5 t-CO ₂	12.7%
	幼稚園	25.6 t-CO2	0.6%
	図書館	157.0 t-CO ₂	4.0%
	その他	510.6 t-CO ₂	12.9%

注, 教育委員会の「その他」の内訳は、学校教育課と生涯学習課です。

第3章 温室効果ガス排出量の削減目標

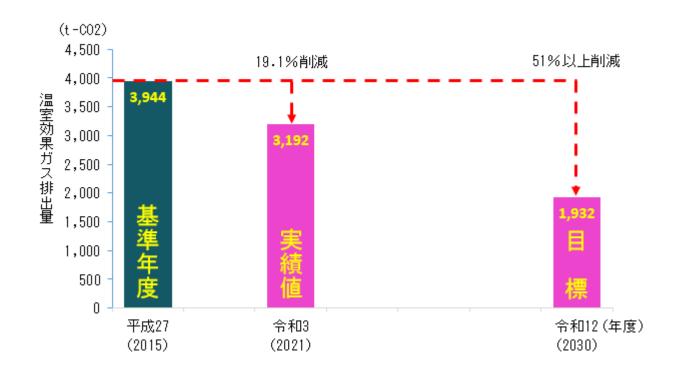
1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画に示した取組を着実に実施することにより、本市の事務事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を、基準年度《平成 27(2015)年度》に比べ、令和 12(2030)年度までに 51%削減することを目標とします。

削減目標

令和 12 (2030) 年度に、基準年度比 51%以上の 温室効果ガス排出量の削減を目指します。

図表 10 温室効果ガス排出量 削減目標



2 目標達成のための基本方針

本市では、これまで以上に地球温暖化対策を強化し、省エネの取組などを一層効果的・効率的に進め、全職員が一丸となって温室効果ガスの削減目標の達成を目指します。

目標を達成するための基本的な方向性を以下に示します。

1 日常業務における職員の省エネ・省資源活動の継続実施

本市では、職員一人ひとりが環境配慮行動に取り組んできた結果、温室効果ガス排出量の削減に着実に繋がってきました。今後も職員の意識向上にも繋がる日常業務に関する取組を継続していきます。

また、市の施設は市民や事業者等の利用が多いため、施設における省エネ・省資源の取組は市民や事業者等の協力が不可欠です。このため、今後も市民や事業者等への普及啓発に努めるとともに、連携・協力を続けていきます。

2 設備機器の省エネ運転及び改修・更新の推進

庁舎や公共施設から発生する温室効果ガスの削減に効果的な設備機器の運転制御や運用 改善等省エネ運転を実施していきます。

また、庁舎や公共施設における、環境配慮型の設備機器等への改修・更新を計画的に推進していきます。このため、設備機器等の改修・更新に関連する補助・助成等の情報収集を積極的に行い、当該施設や設備機器担当等の情報を必要とする部署等に対して的確・迅速に情報提供を行います。

3 カーボン・マネジメントシステムの導入による計画の確実な進行管理

地球温暖化対策のみならず、本市の環境配慮行動を推進していくために、カーボン・マネジメントシステム(詳細は第5章を参照)を導入します。本システムにより本計画の進行管理を行っていくことで、本計画の着実な推進と更なる効果が期待されます。

また、温室効果ガス排出量の算定に係る事務局の事務負担の効率化を目指して、温室効果ガス排出量算定システムを導入します。

参考 2 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)に盛り込まれた主な取組内容(抜粋)

我が国の新たな「地球温暖化対策計画」と同時期に閣議決定された「政府実行計画」では、以下の取組みが掲げられています。

・太陽光発電の最大限の導入

地方支分部局も含め政府が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。その際、必要に応じ、PPAモデルの活用も検討する。

・建築物における省エネルギー対策の徹底

今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

・電動車の導入

政府の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする。また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

・LED 照明の導入

既存設備を含めた政府全体のLED 照明の導入割合を2030 年度までに100%とする。 また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

・再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
- ② この目標(60%)を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

出典)政府実行計画(環境省ホームページ)

第4章 目標の達成に向けた取組

1 職員等の取組

各課・室・施設等の責任者は、本件担当職員だけでなく職場全体で、次に示す職場内で実施できる地球温暖化対策を推進します。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容の一例	省工ネ効果(※)
空調	・執務室の温度を夏は高め(28℃)・冬は低め (19℃)にする。	冷房時の温度設定を 1℃高め に設定 CO2削減量約 15,280kg
	・空調の運転時間を適正化する。 例:空調の余熱を利用して終業時間より早め に空調停止する。	春・秋に 1 日 30 分の運転時間 短縮 CO2 削減量約 151kg
給湯等	・給湯温度をこまめに調整する。 例:食器を洗うときには、低温に設定する。	給湯温度を 2℃下げる給湯用 蒸気削減量 419 t
照明	・外光等を利用し、必要な場所・時間帯のみ点 灯し、無駄をなくす。	1日1時間の消灯を行う CO2削減量548.7kg(年間)
エレベーター	利用の少ない時間帯において、エレベーターを一部停止する。例:エレベーターの運行を1基停止させる。	
OA 機器	・可能な範囲での省電力モードを採用する。	プリンタの省エネモードを 4 時間実施する。 CO2削減量 6.7 kg (年間)
公用車	アクセル調整等のエコドライブに努める。	
	・自転車や原動機付自転車等を利用し、公用車の利用を少なくする。	
用紙類	・両面コピー、裏面活用を徹底する。	
	・資料の共有化や簡略化を図る。	
	• 庁内情報システムを有効利用する。	
廃棄物	・ゴミの分別を徹底し、資源化を促進する。	
リサイクル	・割り箸・紙コップ等の使用を自粛する。	
	・封筒、ファイル等の再利用を促進する。	
	プリンタのトナーカートリッジの回収、リサ	
	イクルを推進する。	
	・昼食等の食べきりを推進する。	
物品購入	グリーン購入を推進する。「※エフチューニングガイドブック」(※原エフリボー庁)	

[※]省エネ効果は、「省エネチューニングガイドブック」(資源エネルギー庁)、「地球温暖化対策報告書作成ハンドブック・地球温暖化対策メニュー編」(東京都)より、一般的なオフィスを想定して算出。

2 施設や設備管理者等の取組

庁舎・出先機関の施設・設備管理責任者は、施設・設備管理担当職員と共に次に示す地球 温暖化対策を推進します。

また、施設・設備管理担当職員は、庁舎・出先機関の職員への地球温暖化対策に関する啓発等や、施設利用者等への地球温暖化対策等に関する呼びかけを行い、地球温暖化対策を確実に実施します。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容の一例	
熱源	• 冷却水の水質管理	
	• 冷却塔充てん剤の補充	
	• 冷却塔熱交換器のスケール除去	
空調・温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃		
	・冷媒(特にフロン類)等の漏えい点検、充填	
照明	・ 照明器具等の清掃	
	・照明器具の定期的な保守及び点検	

【庁舎等の設備機器の運用改善に関する取組】

項目	取組内容の一例	
熱源	• 冷温水出口温度の適正化	
	• 熱源台数制御装置の運転発停順位の適正化	
	• 冷温水ポンプの冷温水流量の適正化	
	蓄熱システムの運転スケジュールの適正化	
	• 熱源機の運転圧力の適正化	
	• 熱源機の停止時間の電源遮断	
	• 熱源機のブロー量の適正化	
	・ 燃焼設備の空気比の適正化	
空調	• 空調機設備 • 熱源機の起動時刻の適正化	
	• 冷暖房の混合使用によるエネルギー損失の防止	
	・除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止	
給湯等	・給排水ポンプの流量・圧力の適正化	
	• 給湯温度 • 循環水量の適正化	
受変電	・コンデンサーのこまめな投入及び遮断(力率改善)	
	・変圧が不要な時期・時間帯における変圧器の停止	
その他	省エネ診断やCO₂削減診断等を受診し、設備等の運用改善を推進	
	・庁舎等の新築や増改築時に、再生可能エネルギーの導入検討	

「富里市公共施設等総合管理計画」に基づき策定した「富里市公共施設個別施設計画」により、設備機器の改修・更新を行います。設備機器の改修・更新にあたっては、環境省指定 先進的高効率設備機器一覧等に掲げるトップランナーの設備機器を積極的に採用します。

【庁舎等の設備機器の改修・更新に関する取組】

項目	取組内容の一例	
熱源	・エネルギー消費効率の高い熱源機への更新	
	• 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新	
	・ヒートポンプシステムなどの高効率機器の導入	
	・ポンプ台数制御システムの導入	
	・ポンプの可変流量制御システムの導入	
	• 熱源機の台数制御システムの導入	
	・配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化	
空調	・空調対象範囲の細分化	
	• 可変風量制御方式の導入	
	・ファン等への省エネベルトの導入	
	・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新	
	• 全熱交換器の導入	
	・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入	
受変電	・エネルギー損失の少ない変圧器への更新	
	・デマンド制御の導入(ピーク電力の削減)	
照明	• 照明対象範囲の細分化	
	・ 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新	
	・人感センサーの導入	
	• LED照明など高効率ランプへの更新	
昇降機	インバータ制御システムの導入	
建物	・高断熱ガラス・二重サッシの導入	
	・公共施設の緑化の推進	
公用車	・公用車のエコカー導入	
再生可能	・太陽光や太陽熱、地中熱等の導入	
エネルギー		
BEMS等	BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)の導入	
	• BEMS連携によるクラウド型エネルギー統合管理システムの構築及び 運用	

3 事務局の取組

事務局は、次に示す取組を実施し、本計画に定めた温室効果ガス排出量削減目標の達成に努めます。

【実行計画の管理等に関する取組】

項目	取組内容の一例
情報提供	・設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助・助成金事業等に関する
	情報を収集し、情報提供を行う。
	・省エネ診断やCO2削減診断等に関する情報を収集し、情報提供を行う。
進行管理	• 本計画の周知徹底を図る。
	・法令に基づき、各施設等のエネルギーデータを基に、本市の温室効果ガ
	ス排出量を算定し、各種報告を行う。
	• 各施設の地球温暖化対策に関する取組を支援する。
取組強化	・新しい技術や手法等を検討し、地球温暖化対策の強化を図る。
情報公開	• 毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表する。

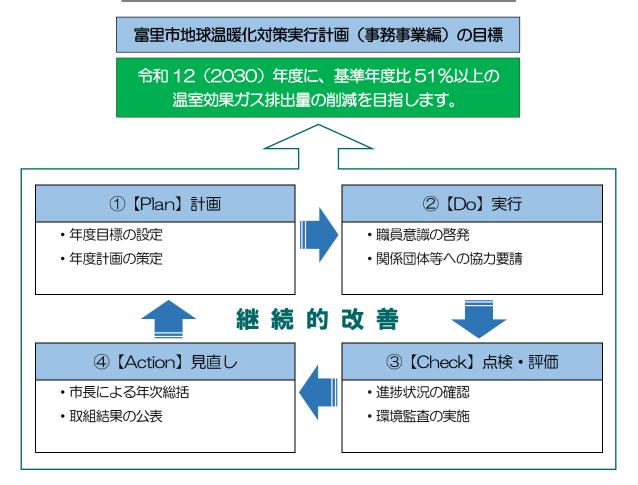
第5章 計画の進行管理・推進体制

1 進行管理

本市では、本計画による取組の進行管理を行うために、「カーボン・マネジメントシステム」 を導入します。

この「カーボン・マネジメントシステム」に基づき、①【Plan】(計画)、②【Do】実行、 ③【Check】点検・評価、④【Action】見直しの手順を踏む「PDCAサイクル」の流れ で、計画を進行管理していきます。

図表 11 計画の進行管理の仕組み(PDCAサイクル)



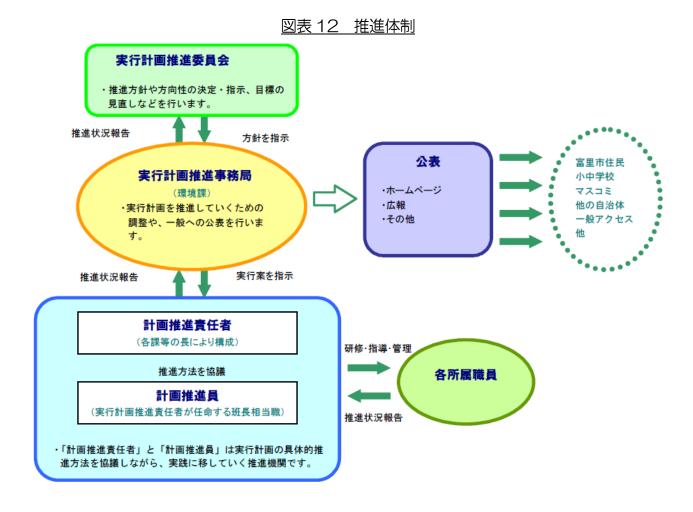
2 推進体制

本計画は、以下に示すカーボン・マネジメント体制を構築することにより、設定した温室効果ガス削減目標の達成に向けて全庁横断的に取組を推進します。

本計画では、市長のもと、「実行計画推進委員会」(仮称)を設置して、取組を推進します。

「実行計画推進委員会」は、庁内の横断的な地球温暖化対策の取組の調整と進捗管理を行い、市長に報告します。市長はそれらの結果を総括し、更なる取組へとつなげます。

「実行計画推進事務局」(環境課)は、各課・施設の温室効果ガス排出量や取組結果をとりまとめ、年次の取組結果を公表します。



18

巻末資料 富里市の公共施設一覧

	計画の対象となる施設	所 在 地
1	富里市役所	七栄652-1
2	富里北部コミュニティセンター	日吉台三丁目24-1
3	中部ふれあいセンター	七栄448-10
4	富里市学校給食センター	御料1092-3
5	富里中央公民館	七栄652-1
6	富里社会体育館	七栄652-268
7	富里市立図書館	七栄653-1
8	クリーンセンター	七栄654
9	家庭雜排水処理施設	(複数の所在地)
10	富里市水道事業所	七栄651-122
11	富里市消防本部•消防署	七栄735-2
12	富里市消防署北分署	日吉倉1096-2
13	富里市立富里小学校	七栄720
14	富里市立富里第一小学校	中沢573-1
15	富里市立富里南小学校	御料4-1
16	富里市立浩養小学校・富里市立浩養幼稚園	十倉185-54
17	旧富里市立洗心小学校	十倉732-3
18	富里市立日吉台小学校	日吉台四丁目21
19	富里市立根木名小学校	根木名1005-3
20	富里市立七栄小学校	七栄132-7
21	富里市立富里中学校	七栄652-226
22	富里市立富里北中学校	日吉倉1515-31
23	富里市立富里南中学校	十倉127-38
24	富里市立富里幼稚園	七栄636-1
25	富里市立向台こども園	中沢1023
26	富里市立葉山こども園	御料1009-32
27	富里市福祉センター	七栄653-2
28	公園	(複数の所在地)
29	日吉台中継ポンプ場	日吉台三丁目19-2
30	日吉台団地中継ポンプ場	日吉台一丁目9-1
31	富里市農林業センター	御料695-2
32	文化財収蔵庫	七栄853-1
33	旧岩崎家末廣別邸	七栄650-25
34	富里市旭共同利用施設	御料568-1
35	富里市両国共同利用施設	十倉500-2
36	富里市南部共同利用施設	御料488-1
37	富里市こども館	御料923-1
38	浩養すいかキッズクラブ	十倉1087-5
<u>39</u> 40	末廣農場	<u>七栄650-206</u> 七栄720
L 4 U	田土小ナ汉ナ里ノノノ(7世0十戌村政/	UAIZU